

介護保険料

納め忘れに 注意しましょう

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と公費とを財源に運営されています。社会全体で支え合う制度ですから、保険料を納め忘れていると、介護サービスを利用するときに滞納期間に応じて給付が制限されます。

介護サービスを利用しようと困らぬためにも介護保険料ははきちんと納めましょう。

保険料を滞納しているとどうなるのですか？

介護サービス費用の全額を利用者が支払い、後から九割分が支払われます。

1年6ヶ月以上2年未満
滞納すると

費用の全額を利用者が支払い、後で市へ申請しても、保険給付の一部が支給差し止めになつたり、滞納している保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると

利用者の負担割合が一割から三割に引き上げられ、高額サービス費の支給も受けられなくなります。

納付が難しいときはご相談ください！

1年以上1年6ヶ月未満
滞納すると

災害などにより財産を失つ

たり著しい損害を受けたときや、収入が著しく減少したときには、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

保険料第一段階・第二段階または第三段階の人で、生活が著しく困窮している人は、笠岡市独自の特別減免制度があります。

問合せ
介護保険課
☎ ⑥21-39

納付には安心確実な
口座振替が便利です！

現在、納付書で保険料を納めている65歳以上の人には、便利で確実な口座振替の利用をお勧めします。

□座振替の手続き

- ①介護保険料の納付書、口座振替を希望する預金通帳、印鑑（通帳の届出印）を用意
- ②取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。

問合せ
収納対策課
☎ ⑥21-117

□ 0861-434-7054
事業者第一班
介護保険課

株式会社コムスンの
介護事業所を
利用されている皆様へ

不正事実が判明し、同社の全ての事業所について、事業の更新や許可等が出来なくなりました。指定有効期限が満了し、指定の効力を失うのは、一番早い事業所で平成20年3月31日です。

今は、平成20年3月末まで引き続きサービスが提供されま

すので、安心して当該サービスをご利用ください。

また、利用者の皆様が混乱されることのないように、当該事業者から事情を説明し、他の事業所の紹介などを行います。

ます。

※疑問や不安な点がありましてたらご連絡ください。

【相談窓口】
備中県民局健康福祉課
事業者第一班

☎ 0861-434-7162
事業者第一班
介護保険課

□ 0861-434-7054
事業者第一班
介護保険課

はらだ眼科

(財)日本眼科学会 眼科専門医 院長 原田義弘 (岡山大学医学部卒)

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
15:00~18:30	○	○	○	/	○	○

●休診日／日曜・祝日
*土曜日午後は、14:00~16:00まで
JR笠岡駅前交番となり(井笠ビル2F)
☎ 0865-62-5672

